

『訪看リハビリステーションいまひら』 運営規定

(目的)

第1条

合同会社M-projectが開設する『訪看リハビリステーションいまひら』（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、これによりステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という）が、要介護又は要支援状態にあり、主治医が必要と認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. ステーションの看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指して支援する。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条

1. ステーションは、この事業を行うにあたっては主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
2. ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護職員等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称及び所在地)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称：訪看リハビリステーションいまひら

所在地：石川県白山市今平町 429 番地（従事者の職種、員数、及び職務の内容）

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

ステーションに勤務する職員の職種、員数、及びその職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者：看護師若しくは保健師 1 名（常勤）

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

- ② 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤職員 1 名以上）

看護職員は訪問看護業務を担当する。また、准看護師を除く看護職員は当該訪問看護の計画書および報告書を作成する。

- ③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 名以上

准看護師を除く看護職員と協同して訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護業務（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日及び営業時間）

第 6 条

ステーションの営業日および営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日：月曜日から金曜日までとする。

ただし国民の祝日、8 月 14、15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。

- ② 営業時間：午前 9 時から午後 5 時までとする。（訪問開始および終了時刻）

- ③ 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（利用時間及び利用回数）

第 7 条

1. ステーションが行う訪問看護の提供時間は、1 日 1 回の訪問につき 20 分から 1 時間 30 分程度を標準とする。
2. 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間および回数は、当該計画に定めるものとする。
3. その他関係法令等に定めがある場合はそれに従うものとする。

（訪問看護の提供方法）

第 8 条

訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- ① 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成する。また、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し同意を得るものとし、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付するものとする。
- ② 訪問看護計画書に基づく訪問看護の実施
- ③ 訪問看護報告書の作成
- ④ 主治医等関係者への情報提供の実施

(訪問看護の内容)

第 9 条

訪問看護の内容は次のとおりとする。

① 健康相談

健康のチェックと助言、特別な病状の観察と助言、心の健康チェックと助言

② 日常生活の看護

入浴・清拭・洗髪等による清潔の維持、食事・排泄等日常生活の世話、ターミナルケア

③ 在宅リハビリテーション

体位変換・関節の運動、日常生活動作の訓練、福祉用具の利用や環境調整を含めた生活行為向上に資する諸活動

④ 介護者の相談

療養生活や介護方法の指導・相談

⑤ 認知症患者の看護

⑥ 検査・治療促進のための看護

慢性疾患の看護と療養生活の相談、褥瘡の予防・処置、カテーテルの管理、服薬指導・管理、検査

⑦ その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第 10 条

通常の事業の実施地域は白山市（旧松任市、鶴来町、美川町の各地域）、野々市市、川北町、能美市とする。

(緊急時における対応方法)

第 11 条

1. 看護職員等は、訪問看護の実施中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。また、講じた措置等について記録を残す。
2. 看護職員等は、前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第 12 条

1. 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護が法定受領サービスであるときは、法の定めによる負担割合を利用者の負担とする。ただし、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。利用料は別途定める利用料金表に定めるものとする。
2. 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、ステーション所在地から利用者居宅に至る標準的な経路のうち、通常の実施地域を越えた地点より 10 円/km を徴収する。詳細は別途定める利用料金表による。
3. 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族等代理人に対して事前に書面をもって説明の上、支払いに同意する旨の書面に署名（記名捺印）を受けるものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条

1. ステーションは、利用者および家族等代理人の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
2. ステーションが得た利用者および家族等の個人情報については、原則として訪問看護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその家族等代理人の了解を得るものとする。

(苦情処理)

第 14 条

1. ステーションは、提供した訪問看護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置し、必要な措置を講ずる。
2. 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3. ステーションは、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
4. ステーションは、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(事故発生時)

第 15 条

1. 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括センター、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講ずる。また、講じた措置等について記録を残すものとする。
2. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が生じた場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(衛生管理)

第 16 条

1. 職員の清潔の保持および健康状態について、定期健康診断等の管理を行う。
2. 設備等の衛生管理に努め、また衛生上必要な措置を講ずる。
3. 感染症の発生・蔓延を防ぐために必要な措置を講ずる。事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(記録の整備)

第 17 条

1. 職員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備する。
2. サービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条

1. ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
2. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
3. 虐待の防止のための指針を整備する。
4. 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
5. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

6. ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 19 条

1. ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 20 条

1. ステーションはその社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. ステーション職員は、業務上知り得た秘密を保持する。また、退職後も同様とする。
3. ステーションは、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。
4. ステーションは、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は合同会社 M - p r o j e c t 代表とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 28 年 4 月 18 日をもって施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 15 日をもって施行する（文言の修正 事業継続計画の策定 虐待防止に関する事項の追加）。